

本庄市  
農業委員会  
だより



# 本庄あぐりジャーナル

HONJO AGRI JOURNAL

- 地域計画を策定します …P2
- 農地の売買や転用は許可が必要です …P3
- 新規就農者の紹介・これから農業を始めたい人を応援 …P4
- 地元野菜を使ったお店の紹介・本庄野菜のレシピ …P5
- 農地パトロールの実施・農地の賃借料情報・農業新聞・農業者年金 …P6
- 農地の賃借売買等意向調査票 …P7
- 本庄市有機100倍運動推進協議会…P8

第 11 号

令和5年7月15日発行

## 農林水産省職員から転身



久保 香代子さん (矢島牧場)  
(4ページにインタビューを掲載しています)



## 「地域計画」を策定します！



高齢化や人口減少等により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるなか、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが課題です。

このため、農業経営基盤強化促進法等の改正（令和5年4月1日施行）により、市町村は、これまで取り組んできた「人・農地プラン」に代わり、令和7年3月までに「地域計画」を策定するよう義務づけられました。

### 「地域計画」って何？

地域での話し合いにより、10年先の地域の農地を誰がどのようにして守っていくのか、将来の農地利用の姿を明確にし、農地の集約化等を進めていくための計画のことです。

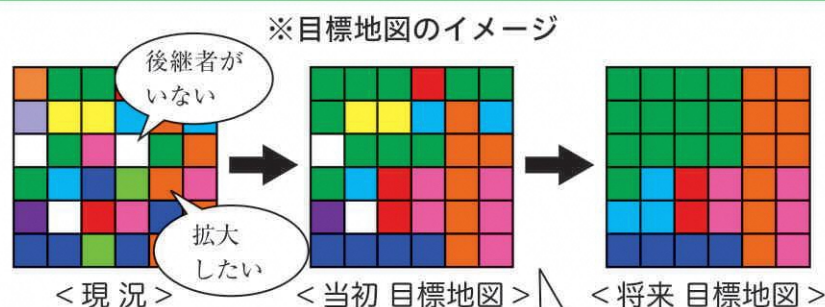
【主な内容】◎地域における農業の将来のあり方

- ◎農用地の利用に関する目標
- ◎地域内の農業を担う者
- ◎目標地図



### 「目標地図」って何？

10年後に誰がどこの農地を耕作しているか、将来の本庄市の農地利用の姿を関係者と協議し、農地所有者・耕作者の意向を反映して、農地1筆ごとに将来の耕作者を貼りつけた地図のことです。



令和7年3月までに「地域計画」及び「目標地図」を策定する必要がありますが、地域の実情や将来の構想を踏まえて、随時変更し、更新することが可能です。

策定に向け、農地所有者や耕作者の皆様にアンケートや聞き取りにより、順次、意向調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

将来の効率的な農地利用に向けて、耕作者への農地集積、団地化した形を目指して地図を作ります。

### 農地を耕作目的で貸借する手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市町村が定める「農用地利用集積計画」（利用権設定での貸借）と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、『農用地利用集積等促進計画』（農地中間管理事業での貸借）に一本化されました。

これにより、農地の貸借方法は「農用地利用集積等促進計画」と「農地法第3条」の二通りとなります。農地法第3条の貸借権の設定は、貸借期間が終了しても、合意解約等の手続きをしない限り、同一の条件で自動更新されますのでご注意ください。

なお、法改正後も経過措置により、最長2年間（令和7年3月31日まで）は、今までの利用権設定での貸借も可能です。

また、法改正前に設定した利用権設定での貸借は、法改正後も期間満了まで有効です。





# 農地の売買や転用は許可が必要です！

農地（田や畑）の売買や転用する場合は、必ず事前に「農地法」に基づく手続きが必要です。

農地を耕作する目的で、売買や贈与で農地の所有権を移転する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

また、農地を転用する場合には、農地法第4条もしくは第5条に基づく埼玉県知事の許可または農業委員会への届出が必要です。

申請する前に農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。申請書は、農業委員会事務局で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。



農地を耕作目的で  
売買や贈与するときは

農地法  
3条申請

- 市街化区域、市街化調整区域の区別なく農業委員会の許可が必要です。
- 買う人（または贈与を受ける人）が、次の【要件】をすべて満たしているかを審査・審議します。

### 【要件】

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地と借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（必要な農機具等の確認も含む）。
- ② 農作業に常時従事すること（年間150日以上）。
- ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（集約化や地域計画の達成に支障がないこと）。
- ④ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。

### 下限面積要件が廃止

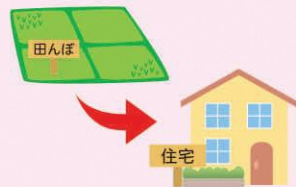
農地を取得するためには、一定の面積（5,000㎡）以上を耕作している必要がありました。令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。

ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件は、これまでと同様に継続となります。

自分名義の農地を  
自ら転用するときは

農地法  
4条申請

- 農地の転用とは、農地を住宅や駐車場など、耕作以外の目的で利用することをいいます。
- 立地基準（転用可能な場所かどうか）（下図参照）や一般基準（転用の確実性があるかどうか等）の主に2つの観点から許可の判断をします。
- 申請すれば必ずしも転用が許可となるわけではありません。
- 市街化区域内の農地の転用は、届出の手続きが必要です。



他人名義の農地を  
購入もしくは借りて  
転用するときは

農地法  
5条申請

## 農地転用の許可基準

農地の区分		許可の方針
市街化調整区域・その他の区域	<b>農用地区域内農地</b> 市町村が定める農業振興地域整備計画において、指定された区域内の農地	原則不許可
	<b>甲種農地</b> ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集团的（おおむね10ha以上）に存在し、高性能農業機械での耕作に適した農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	<b>第1種農地</b> 集团的（おおむね10ha以上）に存在し、生産力の高い農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	<b>第2種農地</b> 小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地	周辺の他の土地に立地困難な場合等に許可
	<b>第3種農地</b> 市街地にある農地または市街地化の傾向が著しい区域内の農地	原則許可
市街化区域		届出により転用可能



## 新規就農者を紹介します



くほ かよこ  
久保 香代子さん(小和瀬)

**Q 就農のきっかけはなんで  
すか？**  
A 子どもの頃は牛舎が遊び  
場で、牛がいるのが当たり前  
の環境で育ちました。動物が  
好きで、いずれは牛に関わる  
仕事がしたい希望がありまし

実家が営む和牛の繁殖・肥  
育農家「矢島牧場」(小和瀬)  
に、令和元年に就農した久保  
香代子さん(51)。24年間勤めた  
農林水産省を退職し、東京都  
から小和瀬に移り住んだ久保  
さんにお話を伺いました。

たが、農林水産省で働いて  
いる頃、各地の研修などで農業  
施策について話をするたびに  
両親のことが気にかかってい  
ました。  
きっかけは、父と二人で牧  
場を切り盛りしていた母が平  
成31年に他界したことです。  
父を放っておけなくなり、  
牛飼いを実現させるのは今し  
かないと考え、転職を決意し  
ました。転身を理解してくれ  
た夫と子どもには感謝してい  
ます。



**Q 畜産のやりがい、魅力は  
なんですか？**

A 命を扱う仕事ですので、  
責任感や喜びがあります。約  
50頭の和牛を飼育しています  
が、何より牛が病気になつて  
いないか、健康に育っている  
かを常に気にかけています。  
生まれた時からずっと見てい  
る牛が、大きく育ってくれる  
とうれしいです。

子どもの頃に手伝いはして  
いましたが、学校で畜産を学  
んだわけではないので、農林  
水産省で働いている時に知り  
合った鹿児島農家さんに教  
えていただいたり、埼玉県の  
人工授精師の研修を受けるな  
どして学びました。



**Q 今後の目標を聞かせてく  
ださい。**

A 農林水産省で働いている  
時に、全国各地で活躍する多  
くの女性農業者と出会えたこ  
とが大きな活力になっていま  
す。

今は牛の飼育だけでなく、  
子牛の販売や自給飼料の生産  
も始めました。今後も色々な  
ことに挑戦していきたいです。  
牛は約30か月で市場に出ま  
す。「美味しい」って思っ  
てもらえて、家族の団らんによ  
立つ牛になってくれればうれ  
しいです。

※『全国農業新聞』で紹介されま  
した。

これから農業を始めた  
い人を応援！

次世代を担う農業者となる  
ことを目指す人に対し、就農  
前の研修を後押しする資金や  
就農直後の経営確立を支援す  
る資金を交付します。

### 1 就農準備資金

県が認める研修機関で就農  
に向けた研修を受ける人に、  
最長2年間、年間最大150  
万円を交付します。

### 2 営農開始資金

経営開始後の最長3年間、  
年間150万円を定額交付し  
ます。

### 3 経営発展支援金

機械・施設等の整備に係る  
費用の一部を補助します。

### ◆申請窓口

- ①は、本庄農林振興センター  
(☎22-3116)
- ②・③は、本庄市役所農政課  
(☎25-1177)

※独立・自営就農時の年齢が  
原則50歳未満の人が対象です  
が、交付要件は他にもいくつ  
かあり、そのすべての要件を  
満たす必要がありますので、  
詳細は各申請窓口へお問い合わせ  
ください。



## 地元野菜を使ったお店を紹介します！

# しょくさいどくほ ブラッスリー イッキ 食彩独歩 Brasserie Ikki

本庄野菜を中心に、埼玉県産の農畜産物を積極的に使用したフレンチ&イタリアンベースの創作料理と、クラフトビールをはじめ、種類豊富なドリンクメニューをリーズナブルなお値段でお楽しみいただけます。

また、コース料理や飲み放題プランなど、各種パーティープランもあります。カウンター席もありますので、お一人様でもお気軽にお越しいただけます。

取材：永尾路子 農業委員



すなが たつや  
店主 須永 達也さん



- 住所：本庄市けや木1-26-18  
STビル1階
- 電話番号：0495-22-2085
- 営業時間：【ランチ】  
月～金 11時30分～15時  
【ディナー】  
月～木 18時～23時  
金・土 17時30分～24時
- 定休日：日曜日



ランチセットのサラダ

管理栄養士監修 食から健康支え隊

## 本庄野菜のレシピ

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆様の健康を支える管理栄養士が本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は「オクラ、トマト」です。

金井一吉様（東富田）よりオクラを、株式会社ファームサイド様（今井）よりミニトマトを提供していただきました。

### オクラ肉巻きフライ



夏野菜のオクラと、ビタミンB1の多い豚肉の組み合わせで夏バテ予防！



栗田管理栄養士（左）、吉富管理栄養士（右）

おつまみにもなる一品です！

- <材料（2人分）>
- |              |             |
|--------------|-------------|
| オクラ          | 6本          |
| 豚もも肉（薄切り）    | 6枚（約150g）   |
| (A) しょうゆ     | 大さじ 1/2     |
| マヨネーズ        | 大さじ 1 と 1/2 |
| おろしにんにく      | 小さじ 1/2     |
| (B) 薄力粉      | 大さじ 2       |
| 水            | 大さじ 1/2     |
| 卵            | 1/2 個       |
| パン粉          | 適量          |
| サラダ油         | 適量          |
| 【付け合わせ】ミニトマト | 4 個         |

1人分の栄養価	
エネルギー	419kcal
たんぱく質	17.1g
脂質	28.9g
塩分	1.1g

#### <作り方>

- ① (A)の材料を混ぜ合わせる。
- ② (B)の材料を混ぜ合わせる。
- ③ オクラは洗ってヘタを切り落とし、揚げたときの破裂を防ぐために、切り込みを入れる。
- ④ 豚肉の片面に①をぬり、オクラに巻き付ける。
- ⑤ ④を②の液にくぐらせ、パン粉をまぶす。
- ⑥ フライパンに1cm程度油を入れて熱し、全面を揚げ焼きにする。



# 農地パトロールを実施します

～適切な農地の管理を心がけましょう～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月の間に農地パトロールを実施します。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないように心がけましょう。

なお、遊休農地をそのままにした場合は、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税年税額が増大する場合があります。

また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。

## 遊休農地とは

- ①過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、『令和5年度農地の貸借売買等意向調査票』（7ページ）を切り取り、ご記入のうえご提出ください。

## 農地の賃借料情報

令和4年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額）は、以下のとおりです。

農地所有者と借主の合意による賃借料情報ですので、農地の賃借料を決める参考としてご活用ください。



締結（公告）された地域	田（水稻）			畑（普通畑）			
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額	
本庄地域	基盤整備地域	9,600円	15,300円	4,000円	9,500円	15,000円	3,200円
	未整備地域	7,200円	10,000円	3,500円	10,000円	18,300円	3,700円
児玉地域	基盤整備地域	5,900円	11,100円	2,900円	5,300円	10,000円	2,400円
	未整備地域	5,600円	7,800円	3,300円	8,500円	12,300円	4,400円
本庄市全体平均		8,200円		9,300円			

○賃借料が物納支給（水稻）の場合は、60kg当たり15,000円に換算しています。

○金額は、100円未満を四捨五入しています。

○本庄市全体平均は、各区分の平均額をデータ数により加重平均した金額です。

## 全国農業新聞

を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。

●発行日 月4回金曜日

●購読料 月700円（税込）

お申込みは農業委員会事務局へ

節税効果が大きい公的年金

## 農業者年金

積立方式の終身年金。保険料は月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で千円単位で選択。全額社会保険料控除できるので、節税しながら老後に備えられます。

**加入要件**

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす人は、どなたでも加入できます。

※農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農産物を対象に収入減少を補償

## 収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気などで収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大9割）を補償する保険です。

**加入要件**

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※収入保険の詳細内容やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。

埼玉県農業共済組合 本庄支所

☎0495-21-0255



# 令和5年度 農地の貸借売買等意向調査票

令和 年 月 日

農地の貸借や売買のあっせんを随時受付していますので、あっせんをご希望の方は以下の項目をご記入のうえ、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局（市役所4階）、支所環境産業課（アスピアこだま2階）のいずれかにご提出ください。

提出されました調査票をもとに、市ホームページに掲載します。

※令和元年度以降に提出された調査票は継続します。

※調査票を提出後に貸借等が成立した場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。

## 1. 農地所有者等の住所・氏名（貸借や売買のあっせんのために公開することに同意します。）

住 所	氏 名	電話番号
		— —

## 2. 農地の貸借・売買意向調査

### 貸したい・売りたい場合

No.	どちらかに○印	大字	字	地番	地目	面積
1	貸したい・売りたい					m <sup>2</sup>
2	貸したい・売りたい					m <sup>2</sup>
3	貸したい・売りたい					m <sup>2</sup>
4	貸したい・売りたい					m <sup>2</sup>
5	貸したい・売りたい					m <sup>2</sup>

### 借りたい・買いたい場合

No.	どちらかに○印	大字	地目	面積
1	借りたい・買いたい			m <sup>2</sup>
2	借りたい・買いたい			m <sup>2</sup>
3	借りたい・買いたい			m <sup>2</sup>



## 3. 埼玉県農林公社に貸したい・売りたい希望がある農地 （市街化区域以外の農地のみ）

希望する場合は、「2.農地の貸借・売買意向調査」のNo.をご記入ください。

貸したい	
売りたい	

農業委員・農地利用最適化推進委員署名

\*可能な限り、署名をもらってください。



## 本庄市有機100倍運動推進協議会

本庄市有機100倍運動推進協議会は、農業者団体、農家組合、JA、埼玉県、本庄市等で構成された団体です。安全・安心で高品質な農産物の産地を育成するため、環境にやさしい農業の推進及び本庄産農産物の普及の推進を目指して活動しています。

### 『環境にやさしい農業推進事業補助金』

- ◇対象者 市内在住の販売農家又は販売農家集団(農業法人含む)
- ◇対象地域 本庄市内のほか場
- ◇補助条件 事業計画が明確であること
- ◇事業内容
  - ・ 特性植物利用促進  
(ソルゴー、ヘアリーベッチ、エン麦購入費等)
  - ・ 生分解性マルチフィルム利用促進
  - ・ 防虫ネット利用促進
  - ・ 有機JAS認定取得促進(新規・継続)



※事業内容は一例です。詳しくは本庄市役所農政課(☎0495-25-1177)へお問い合わせください。

### 農薬は適正に使用しましょう！

- 農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。
- 散布量は最低限にし、できるだけ剪定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに、風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。
- 誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、飲食物の容器(ペットボトル等)を容器として用いないでください。
- 農薬を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。
- 農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

### 今年度は農業委員・農地利用最適化推進委員の改選期です！

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員は、令和6年2月9日で任期満了となるため、次期委員を募集します。

募集の詳細は、広報ほんじょうおしらせ版8月15日号及び市ホームページでご案内する予定です。



#### 農業委員会広報広聴委員会

委員長  
副委員長  
委員

田端 講一  
細野 俊文  
金井 章夫  
福島 公博  
亀田伸一郎  
門倉 恒茂  
永尾 路子  
鈴木 誠  
福田 光男  
木村 文子  
坂爪 裕

このたび「本庄あぐりじゃーなる」が、「第29回農業委員会だより全国コンクール」で、最優秀賞、優秀賞に次ぐ、「全国農業新聞特別賞」を受賞しました。発行に際してご協力くださった皆様や読者の皆様に心から感謝申し上げます。今後も親しみやすく、本庄市の農業の活性化につながるような紙面づくりに努めていきます。

さて、法改正に伴い、10年先を見据えた本庄市の農業・農地利用の未来の設計図となる「目標地図」を含む「地域計画」を策定するため、農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となって、地域の皆様とともに取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

